

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(情報政策課)	39
○農地保有合理化事業の実施に関する規程承認.....	(農地調整課)	39
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(土地改良指導課)	39
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定.....	(土地改良指導課)	40
○家畜伝染病検査の命令.....	(酪農畜産課)	40
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	40
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	41
○道路の供用の開始.....	(道路整備課)	41
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路整備課)	42

### 公 告

○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路整備課)	42
-----------------------	---------	----

#### 札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	42
○特定調達契約に係る入札の公告.....	43

#### 道立羽幌病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	44
----------------------	----

## 告 示

### 北海道告示第120号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成17年2月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
北海道電子自治体共同システム基本設計業務
- 2 随意契約の相手方を決定した日

平成17年1月18日

### 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社HARP
- (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2

### 4 随意契約に係る契約金額

249,900,000円 (うち北海道契約額 93,184,872円)

### 5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

### 6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による

### 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道企画振興部IT推進室情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

### 北海道告示第121号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第7条第1項の規定により、財団法人栗山町農業振興公社から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成17年2月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 農地保有合理化法人の名称 財団法人栗山町農業振興公社
- 2 農地保有合理化事業の種類 農地売買等事業(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に掲げる事業)のうち、農用地等を借り入れて、当該農用地等を貸し付ける事業  
研修等事業(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第4号に掲げる事業)

3 承認年月日 平成17年2月7日

### 北海道告示第122号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年2月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年2月18日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名 事業の種類 縦覧場所

北 渡 島 中山間地域総合整備（農業用排水、農道） 北海道渡島支庁  
 北前船の里 中山間地域総合整備（広域連携型（農業用排水、農道、北海道檜山支庁  
 ほか整備、農地防災、客土、暗きよ、農用地改良保全））

**北海道告示第123号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、大野町を行う土地改良（白川地区基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きよ、区画整理））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道渡島支庁に備え置いて、平成17年2月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年2月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道告示第124号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成17年2月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

**1 実施の目的**

馬伝染性貧血の発生予防のため

**2 実施する区域の市町村名及び実施の期日**

実施する区域の 実 施 の 期 日  
 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）  
 北 見 市 平成17年3月1日から31日まで

**3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲**

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬を除く。

**4 実施の方法**

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

**北海道告示第125号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する予定である。

平成17年2月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 白糠郡音別町4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び音別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第126号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年2月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 亀田郡大野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡小清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 海岸保全施設用地とするため
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡小清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 海岸保全施設用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第127号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年2月18日

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
阿寒郡鶴居村字上幌呂19の1・19の8・字幌呂500の13・字雪裡69の1地先・69の1・69の2（以上1筆地先5筆について次の図に示す部分に限る。）、69の62、69の63
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び鶴居村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第128号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成17年2月18日

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡西興部村字中藻390（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
阿寒郡鶴居村字上幌呂19の1・19の8・字幌呂500の13・字雪裡69の1地先・69の1・69の2（以上1筆地先5筆について次の図に示す部分に限る。）、69の62、69の63
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年2月18日

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 稚内幌延線	稚内市大字声問村字上声問2705番2地先から	平成17. 2.18
北海道 稚内土木現業所	稚内市大字声問村字上声問2988番3地先まで	
道道 稚内豊富停車場線	天塩郡豊富町字上サロベツ1182番1地先から	同
北海道 稚内土木現業所	天塩郡豊富町字上サロベツ1183番8地先まで	
道道 豊富浜頓別線	枝幸郡浜頓別町字仁達内国有林宗谷森林管理署	同
北海道 稚内土木現業所	83林班し小班地先から枝幸郡浜頓別町字仁達内3155番1地先まで	
道道 浅茅野台地浜頓別線	枝幸郡浜頓別町字安別383番41地先から	同
北海道 稚内土木現業所	枝幸郡浜頓別町字安別383番41地先まで	
	枝幸郡浜頓別町字仁達内426番2地先から	同
	枝幸郡浜頓別町字仁達内426番2地先まで	
道道 利尻富士利尻線	利尻郡利尻町沓形字新湊111番1地先から	同
北海道 稚内土木現業所	利尻郡利尻町沓形字新湊234番2地先まで	
	利尻郡利尻町沓形字新湊278番1地先から	同
	利尻郡利尻町沓形字種富町218番3地先まで	
	利尻郡利尻町沓形字栄浜170番1地先から	同
	利尻郡利尻町沓形字新湊165番1地先まで	
道道 遠別中川線	天塩郡遠別町字清川41番1地先から	同
北海道 留萌土木現業所	天塩郡遠別町字清川87番2地先まで	

道道 羽幌原野古丹別停車場線 苫前郡苫前町字長島937番地先から 平成17. 2.18  
 北海道留萌土木現業所 苫前郡苫前町字長島1046番地先まで  
 苫前郡羽幌町字中央980番1地先から 同  
 苫前郡苫前町字長島682番1地先まで

北海道告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年2月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
川 向 端 野 線 北海道網走土木現業所	常呂郡端野町字川向276番1地先から 常呂郡端野町字川向139番1地先まで		前	14.00mから 26.80mまで	400.70m	道道 北見端野美幌線 重複L = 7.00m
			後	18.30mから 45.00mまで	400.70m	道道 北見端野美幌線 重複L = 7.00m
今 金 北 檜 山 線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡今金町字種川292番1地先（一 般国道230号交点）から瀬棚郡今金町 字稲穂293番82地先（水路敷地）まで		前	8.46mから 42.48mまで	1,000.00m	一般国道230号 重複L = 8.77m
			後	11.29mから 42.07mまで	1,002.53m	一般国道230号 重複L = 11.30m

公 告

道路法（昭和27年法律第180号）による道路の区域の変更及び供用の開始の告示を、平成17年2月8日、次のとおり本庁の掲示場に掲示して示達した。

平成17年2月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第10091 - 2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名及び区域

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
三笠栗山線	夕張郡栗山町字鳩山24番2地先から 夕張郡栗山町字鳩山24番1地先まで		前	14.50mから 17.50mまで	74.60m	—
			後	22.70mから 27.50mまで	74.60m	—
			後	22.70mから 27.50mまで	74.60m	—

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第25号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成17年2月18日

札幌医科大学長 今井 浩三

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成17年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成17年2月18日に一般競争入札の公告を行なう札幌医科大学附属病院医療機器等中央管理業務委託契約
- (2) 資 格 札幌医科大学附属病院医療機器等中央管理業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 札幌医科大学附属病院医療機器等中央管理業務委託

- 2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の12に定める、医療機器の保守点検の業務を適正に行う能力のある者であること。
- (2) 平成17年2月1日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (3) 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）別表第1の4に定める第1区分から第9区分までに係る特定修理業の許可を有していること。

- (4) 薬事法施行規則第24条第5項に定める責任技術者の有資格者を、常時10名以上雇用していること。
- (5) 資本金の額が1,000万円以上であること。
- (6) 過去2年間に於いて、国又は地方公共団体と医療機関等の保守点検及び修理に関する契約を数回以上締結し、かつ、誠実に履行した者又は誠実に履行している者であること。
- 3 資格要件の特例  
平成16年北海道告示第447号の2による。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成17年3月11日から25日までの間に行ななければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行なわなければならない。
- ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局業務課  
イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西16丁目
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、ウ、(2)、4の(1)、(3)、及び5の(1)、(2)による。

#### 札幌医科大学告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成17年2月18日

札幌医科大学長 今井浩三

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
札幌医科大学附属病院医療機器等中央管理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (4) 履行場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
平成17年札幌医科大学告示第25号に規定する札幌医科大学附属病院医療機器等中央管理業務委託の資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課

#### 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院3階臨床1号会議室B（送付による場合は、郵便番号060-8543 札幌医科大学事務局業務課）
- (2) 入札日時 平成17年4月1日（金）午前10時（送付による場合は、平成17年3月31日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)と同じ。
- (4) 開札日時 (2)と同じ。

#### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)による。

#### 6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3と同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

#### 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

#### 8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 札幌医科大学事務局業務課  
(2) 所在地 郵便番号060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目  
電話番号011-611-2111 内線3117

#### 9 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured :
- a . Nature Maintenance and repair service of medical apparatus (including nursing apparatus but indivisually contracted one) in the Sapporo Medical University Hospital, School of Medicine
- b . Quantity : 1 Set
- B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., April 1, 2005.  
(If mailed, bids must arrive no later than March 31)
- C . Contact : Division of Distribution Administrative, Administration, Sapporo Medical University.  
Nishi 16-chome, Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan.  
Phone : 011-611-2111 Extention 3117

## 道立羽幌病院告示

## 北海道立羽幌病院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年2月18日

北海道立羽幌病院長 佐藤 卓

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 多目的デジタルX線テレビシステム 一式  
 イ フルデジタルX線テレビシステム 一式  
 ウ PACS（画像保管システム） 一式

## (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による

## (3) 納入期日 平成17年6月30日

## (4) 納入場所 苫前郡羽幌町栄町110番地 北海道立羽幌病院新庁舎

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入の資格を有すること。  
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
 (3) 医療用具販売業の届出をしていることを証明した者であること。  
 (4) 調達をする物品等に係る迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成17年2月21日から3月22日まで  
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078 - 4197 苫前郡羽幌町栄町94番地  
 北海道立羽幌病院庶務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所

苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課

## 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院1階会議室（送付による場合は、郵便番号 078 - 4197 苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課）

## (2) 入札日時

- ア 平成17年4月5日（火）午後2時  
 イ 同 午後3時  
 ウ 同 午後4時

（送付による場合は、平成17年4月4日までに必着のこと。）

## (3) 開札場所 (1)に同じ。

## (4) 開札日時 (2)に同じ。

## 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

## 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課  
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

## 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

## 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

## (1) 入札に参加しようとする者に要求される事項

この入札に参加しようとする者は、3の(1)のイの申請書類に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して申請の期間内に提出しなければならない。

また、入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに北海道立羽幌病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名称 北海道立羽幌病院庶務課  
 イ 所在地 郵便番号 078 - 4197 苫前郡羽幌町栄町94番地  
 電話番号 01646 - 2 - 1276

## 10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- (a) Multipurpose All Digital X-ray TV System 1 set

(b) Digital X-ray TV System 1 set

(c) Picture Archiving and Communication System 1 set

B . Bid tendering date and time :

(a) 2 : 00 P. M., April 5, 2005

(If Mailed, bids must arrive no later than April 4, 2005)

(b) 3 : 00 P. M., April 5, 2005

(If Mailed, bids must arrive no later than April 4, 2005)

(c) 4 : 00 P. M., April 5, 2005

(If Mailed, bids must arrive no later than April 4, 2005)

C . Contact : Accounting Division, General Affairs Section, Hokkaido Prefectural Haboro

Hospital, Sakaemati 94, Haboro-cho, Tomamaegun, Hokkaido, 078-4197 Japan

Phone 01646-2-1276

---

